

都城市高城老人福祉館指定管理者候補者選定の概要

都城市高城老人福祉館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和元年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人都城市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 島津 久友

(3) 所在地

都城市松元町4街区17号

(4) 設立年月日

平成18年1月5日

(5) 従業員数

273名

(6) 業務内容

法人運営、総務に関すること。

地域福祉に関すること。

相談支援に関すること。

在宅福祉に関すること。

2. 指定期間

令和2年4月1日 ～ 令和9年3月31日（7年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城老人福祉館 (都城市高城町穂満坊303番地 2)	敷地面積：2,457.17㎡ 延床面積：494.26㎡ 施設内容：鉄筋コンクリート 平屋建 付属施設：倉庫

(2) 業務概要

- ①施設等の利用の許可に関する事。
- ②施設等の利用の許可の取消し等に関する事。
- ③施設等の利用の制限に関する事。
- ④施設の維持管理に関する事。
- ⑤安全管理等に関する事。
- ⑥その他、市長が必要と認める業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

当該施設は、都城市地域福祉計画に基づく総合的な地域福祉事業の推進及び地域の協働体制を築く上で拠点となる地域密着型の施設であり、その受け皿となる団体が当該団体しか存在しないため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

高齢者のいこいの場及びクラブ活動の拠点施設として、地域福祉の推進団体等の利用者に対して、積極的な利用を促進し、地域住民から親しまれる施設となるよう努めている。

・施設の効用の最大限の発揮について

開館時間の延長・休日開館については柔軟に対応している。また、地域住民のニーズに対応し、所有している備品等の無料貸し出しを行うなど、利便性の向上に努めている。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

配置職員2名の人件費は法人予算で負担しており、指定管理料からは支出していない。日常的な館内清掃活動を職員自ら行うなど、経費の削減に努めている。

・管理運営能力について

施設管理運営のための人員体制として地域福祉担当1名及び事務担当1名を配置し、連絡体制及び責任体制を構築しており、災害時の避難所としての対応を含め、円滑な施設運営に努めている。また、本市及び高城地区社会福祉協議会との連携も十分に図られており、施設の管理運営能力を有している。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都市高城老人福祉館

(1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針

高城老人福祉館は、高齢者に対し、教養講座、レクリエーション等の場を提供し、もって心身の健康の増進を図るための施設であり、広く高城地区の地域福祉推進の拠点として、地域福祉計画の実践に向けての組織である地区社会福祉協議会の活動を中心に関連団体の活性化に向けての展開を図っていく。

※市民の平等利用の確保

地域福祉の推進に関する団体等の利用者に対して、積極的に利用を促進し、利用申込が重なった場合は、優先順位や重要度に応じて、公平で柔軟な活用ができるように配慮する。

※当該施設に係る相談や苦情への対応

管理者は、高城老人福祉館の利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、「都市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱」に基づいて担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者等に説明するものとする。また、窓口にご意見箱を設置し常時、相談や苦情に応じる体制をとる。

※環境に配慮した取り組み

最近の環境問題を充分理解し、電気・水道等利用の節減に努め、資源の再利用についても配慮する。

(2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性維持向上を図るための方法

施設利用に関しては必要な備品等の貸し出しを行い、施設外で利用するイベント用の備品等についても、ニーズに応じて積極的に貸し出しする。

※利用者からのニーズへの対応について

本会は、地域住民のニーズに可能な限り対応するとともに、不足する備品等については行政等へ要望し、ニーズの充足に努める。人的出席の要請があった場合は、許容できる範囲で積極的に対応する。

※利用を増やすための工夫

開館時間の延長・休日開館については柔軟に対応する。利用料は無料であるため、各団体に周知を行っていく。

※自己の収入となる事業計画・収支見込みについて具体的に記入してください。

老人福祉館の利用料は無料であるため、収入は発生しない。

※利用料金（案）について具縦的に提案してください。

老人福祉館の利用料は無料である。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都市高城老人福祉館

(3) 経済的な管理経費に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等) <3回目以降の選定時>

配置職員2名の人件費は法人予算で負担しており、指定管理料からは支出していない。

指定管理料は、主に施設の管理に必要な清掃・樹木選定・ワックスがけ・修繕等、施設維持費である。そのほか、貸館業務に必要な電話・FAX等の通信運搬費、水光熱費等を支出している。

※清掃・維持補修等に関する考え方(委託する場合は、その委託先等)

日常的な室内清掃は職員が行う。

土足利用の貸館であるため、床のワックス掛けについては委託する。

また、施設周囲内の樹木剪定・トレイ清掃については、公益社団法人都市シルバー人材センターに委託。

消防設備の管理については委託する。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制

施設管理運営のための人員体制として地域福祉担当1名及び事務担当1名を配置する。職員が出張・休暇等により不在の場合は、他職員を配置するなど勤務体制を整備する。利用相談については随時窓口にて対応する。利用状況については利用台帳で管理し職員同士の間で共有するなど、連絡体制も整えておく。

※職員の指導育成、研修体制

担当職員が、常に指定管理者としての意識を保つよう職場内の定期的な会議時に施設管理の在り方を確認する。管理者は適切な施設管理運営を維持するために、職員に対する指導を徹底する。

職員研修については、施設管理の運営について研修するのみならず、職員としての意欲・能力が維持発揮できるよう専門分野の研修も受講させる。

※利用団体への指導及び育成支援について、簡潔に提案ください。

利用団体から相談を受ける際には、懇切丁寧に対応する。必要な情報、備品等があれば提供し、共に活動を推進していく。

※災害時の対応、連絡体制

防災については、年2回以上の避難訓練を実施し安全対策の徹底を図る。

緊急時の対応については、利用者の安全を最優先に避難誘導體制を確保するだけでなく、緊急時の初動態勢に遅れが生じないよう万全を期す。

また、緊急時の連絡体制表を作り、いつでも電話連絡が取れるよう備える。

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都市高城老人福祉館

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方

個人情報の取り扱いに関しては、本法人の「個人情報保護規程」に基づいて取り扱うものとし、個人情報の適正管理に努めるものとする。

情報公開については可能な限り情報を開示できるよう日常の情報管理に努めるとともに、職員等が遵守すべき労働法令は法令遵守を徹底し、健全で適切な運営を行うものとする。

(5) 地域への貢献に関すること

※本店、支店等の開設状況、所在地等について簡潔に記入してください。

都市社会福祉協議会本所 ・ ・ ・ 都市松元町4街区17号
都市社会福祉協議会山之口支所 ・ ・ ・ 都市山之口町花木2667番地2
都市社会福祉協議会高城支所 ・ ・ ・ 都市高城町穂満坊303番地2
都市社会福祉協議会山田支所 ・ ・ ・ 都市山田町山田4319番地2
都市社会福祉協議会高崎支所 ・ ・ ・ 都市高崎町大牟田821番地3

※地域雇用についての考え方を簡潔に提案してください。

指定管理の委託業者に関しては、なるべく都市内の業者を採用している。

※地域貢献に関する具体的な取り組み内容について簡潔に提案してください。

忌明寄付等、市民からお寄せいただいた寄付金は、本所・4支所における福祉用具貸出や、15地区社会福祉協議会で実施しているおむつ給付事業等を通じて、地域に還元している。

また、本所は宮崎県社会福祉協議会から委託を受け、社会福祉法人協働型地域貢献モデル事業を受託している。すなわち、「宮崎あんしんセーフティネット」に加入している都城管内の社会福祉法人の地域貢献を推進する役割を行っている。

本会としては、企業と提携し、フードバンク事業を実施している。生活しづらい方々への食品の提供や継続的な寄り添い支援を実施している。

本会では、地区担当制を導入し、各地区で実施される地域福祉事業や、施設等におけるボランティア活動に対して、積極的に職員が参加する体制を取っている。

(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

本法人は、社会福祉法第109条に規定された当該区域内（都市）に唯一の社会福祉法人であり、宮崎県知事から認可を得た社会福祉法人である。

法人の運営にあたっては、当該区域内（都市）の社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加し、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、並びにその健全な発達を図るために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図るこ

事業計画書概要版

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会

希望する施設名 都市高城老人福祉館

とを目的とする団体であり、公の施設を管理するにあたって必要な基準を備えている。

(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、地域の具体的なニーズを的確に捉え、その解決に向けて総合的な対応ができるよう事業展開を図ってきた。これからも、子どもから高齢者まで全ての住民が住み慣れた家庭や地域で、安心、安全に暮らしていくことができる社会をつくるため、当該施設を活用し、地域住民の参画を積極的に推進することで、地域福祉を充実し向上させることに繋げたい。